

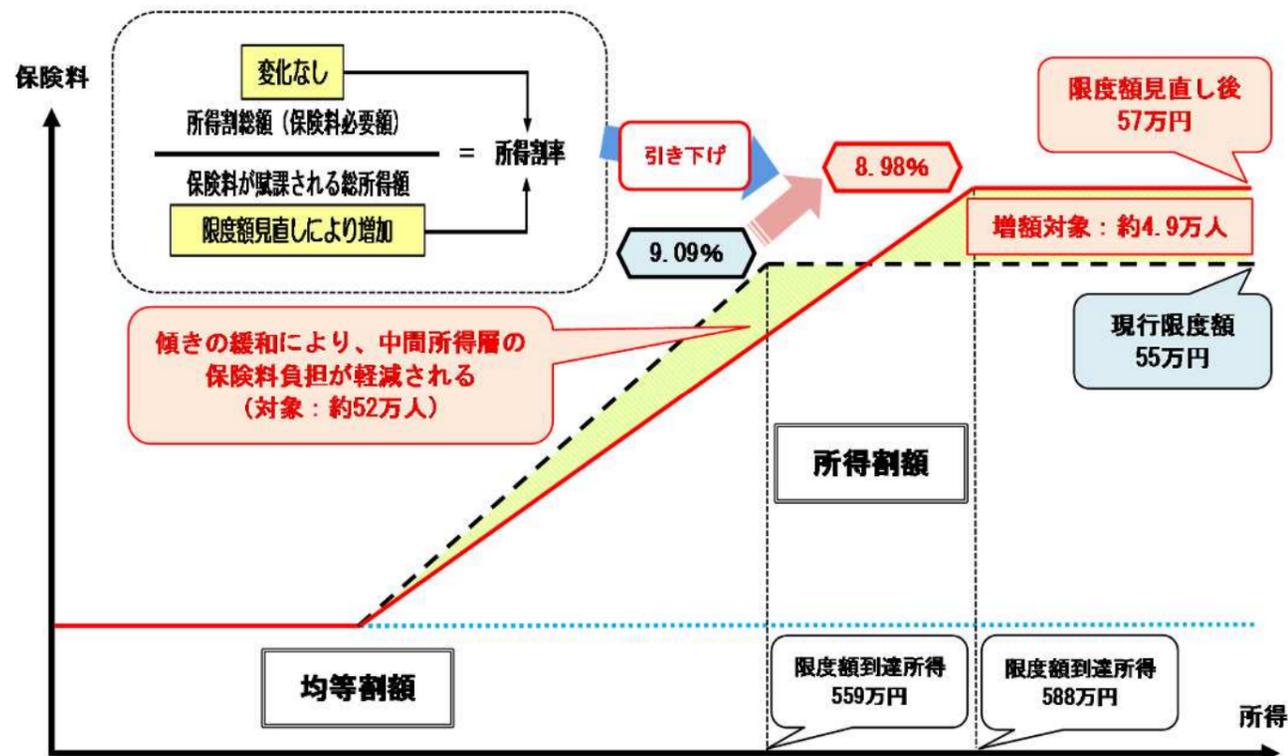
# 保険料の賦課限度額及び軽減措置の見直し

## 保険料の賦課限度額引き上げ

保険料の賦課限度額55万円から**57万円**への引き上げが図られた。

賦課限度額の見直しにより**所得割率が緩和**され、その結果、**中間所得層の保険料負担が軽減**される。

- 限度額に到達する所得が559万円から588万円に上昇し、被保険者の総所得金額の合計額が増加するため、所得割率が9.09%から8.98%に0.11ポイント低下する。
- この結果、賦課限度額55万円を賦課されている被保険者のうち約4万9千人の保険料が増額となるものの、所得割率の低下により約52万人の被保険者の保険料が減額となると見込んでいる。



## 保険料の軽減対象拡充

**低所得者の均等割保険料の軽減対象 (2割及び5割軽減) の拡充**が図られた。

軽減措置の見直しにより**保険料が軽減される被保険者が増加**する。

均等割額 2割軽減の拡大・・・ 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。  
(新規対象者3.8万人増)

(現行) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数 (2人世帯で被保険者の年金収入が238万円以下 (配偶者の年金収入135万円以下))

(改正後) 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数 (2人世帯で被保険者の年金収入が258万円以下 (配偶者の年金収入135万円以下))

均等割額 5割軽減の拡大・・・ 現在、2人以上世帯が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。(新規対象者5.2万人増)

(現行) 基準額33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主) (2人世帯で被保険者の年金収入が192.5万円以下 (配偶者の年金収入135万円以下))

(改正後) 基準額33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (2人世帯で被保険者の年金収入が217万円以下 (配偶者の年金収入135万円以下))

